

■ 検討経過

- 第104回財政運営検討WGにおいて、賦課方式にかかるアンケート結果を踏まえ、賦課方式・賦課割合について決定。

検討事項		検討状況
賦課方式 ・ 賦課割合	検討 結果	➤ 制度の目的・仕組み及びアンケート結果（二方式：38団体、三方式：5団体）を踏まえ※、子ども支援金制度にかかる<u>賦課方式については「二方式」とし、賦課割合については「100:0」とする。</u> ※当該制度は、少子化対策に係るものであることを踏まえ、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額の10割軽減分を18歳以上被保険者に賦課する仕組みとなっている。一方で、子育て世帯の被保険者であっても、他の被保険者との関係では、受益と負担の公平性の観点から、18歳以上被保険者単位での公平性を図る必要があることから「二方式」とする。
	委員 意見	➤ 制度目的等と照らし合わせると「2方式」が妥当。 ➤ 子ども子育て支援金に係る運営方針の改定を「別に定める基準」のみに限定するなど簡素化できないか。 ⇒（回答） 「別に定める基準」は、運営方針本体において、同基準に定める旨の記載が必要となる。本府の運営方針には、賦課方式・賦課割合について、同基準に定める旨の記載はないため、運営方針本体の改定が必要となる。

決 定

■ 本日の論点

- 広域化調整会議に諮る大阪府国民健康保険運営方針（素案）の決定。

■ 大阪府国民健康保険運営方針（素案）について

- 令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の開始を受け、令和7年度中に大阪府国民健康保険運営方針において、子ども子育て支援金制度にかかる項目について、追記を行う。

事務局（案）

- 大阪府国民健康保険運営方針の「市町村における保険料の標準的な算定方法」において、新たに子ども・子育て支援納付金分に係る賦課方式を「二方式」として定める。
- 具体的な改定内容に係る事務局案については、【資料1-2】のとおり。